

神奈川県最低賃金が変わりました。(2024年10月1日から)

時給

1,162 円に! (50 円 UP)

神奈川県最低賃金(地域別最低賃金)は、10月1日から50円引き上げられ1時間1,112円から1,162円になりました。県内で働くすべての労働者に適用されます。時給1,162円未満での契約は違法となります。また、全国各県の最低賃金も改正され、人口を加味した全国加重平均で1,004円から1,055円となりました。生活実態に即して私たちが求める1,500円にはまだまだです。安心して生活できる最低賃金を求めましょう。

2024年度改定後の最低賃金(時給)

※単位は円

A	区分
B	区分
C	区分

				福井		石川				青森		北海道											
				B		B				C		B											
				984		984				953		1010											
										秋田		岩手											
										C		C											
										951		952											
										山形		宮城											
										C		B											
										955		973											
		佐賀		福岡		山口		島根		鳥取		京都		滋賀		富山		新潟		群馬		福島	
		C		B		B		B		C		B		B		B		B		B		B	
		956		992		979		962		957		1058		1017		998		985		985		955	
		長崎		大分		山口		島根		岡山		兵庫		大阪		岐阜		長野		埼玉		栃木	
		C		C		B		B		B		B		A		B		B		A		B	
		953		954		1020		982		1052		1114		1001		998		1078		1004			
		熊本		宮崎		愛媛		香川		和歌山		愛知		山梨		東京		茨城					
		C		C		B		B		B		A		B		A		B					
		952		952		956		970		980		1077		988		1163		1005					
		沖縄		鹿児島		高知		徳島		奈良		三重		静岡		神奈川		千葉					
		C		C		C		B		B		B		B		A		A					
		952		953		952		980		986		1023		1034		1162		1076					

出典 共同通信社

※ あなたの時給の計算方法は? ※

- 時間給の場合 時間給 ≥ 最低賃金額 (時間額)
- 日給の場合 日給 ÷ 1 日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)
ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 ≥ 最低賃金額 (日額)
- 月給の場合 月給 ÷ 1 箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)
- 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額 ≥ 最低賃金 (時間額)
- 上記1~4の組み合わせの場合
例えば基本給が日給制で各手当(職務手当等)が月給制などの場合は、それぞれ上の2、3の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。



【発行】神奈川県労働組合共闘会議

【住所】神奈川県横浜市中区翁町1-4-15-4F 連絡先】045-319-4391

県共闘ホームページコード

一人で悩まず相談を!

相談無料
匿名OK

私たちは労働組合として会社と交渉をすることができます!

パワハラ・セクハラは許さない!

職場でのパワハラ、セクハラ、マタハラは人権侵害です。安全に働ける職場を求めましょう。労働組合も支援ができます。

給料を払ってくれない!

賃金を払わないことは、犯罪といっしょです。即刻払うよう交渉しましょう。私たちが、あなたと一緒に直接会社に出向いて支払うように交渉します。

雇い止め! 派遣切り!

派遣切りや雇い止めは解雇と同じです。短期の契約の繰り返しは正社員と同じ扱いになる場合があります。期間途中の解約は、残り期間の全額を払わせましょう。私たちは、雇い止め撤回の裁判も行っています。

会社がつぶれた!

そんなときでもあきらめないでご相談ください。会社がつぶれても経営者は賃金を払わなければなりません。経営者を見つけて払わせましょう。私たちがお付き合いします。また行政支援の「立て替え払い制度」もあります。



コロナを理由にクビ!

コロナを理由に弱い者からの解雇、雇止めを許しません。組合で交渉することができます。

生活守ろう!

病気やケガで仕事に就けないとき、ご相談ください。傷病手当金、失業保険金など申請手続きの支援ができます。また労働組合として会社と交渉ができます。

雇用不安をなくそう!

有期労働契約が更新されて通算5年を超えた場合、労働者の申込みによって無期契約に転換される法律があります

電話相談日時

月曜日～金曜日（祝日は休み）
9時～17時・20時～22時
女性専用ダイヤル
第2水曜日 12時～19時迄
☎080-6592-1215

電話

0120-501-581

045-319-4382

神奈川労働相談センター

住所 横浜市中区翁町1-5-14新見翁ビル4F
電話 045-319-4382

<http://www.kanagawa-roudou.net/>

神奈川県労働組合共闘会議

住所 横浜市中区翁町1-5-14新見翁ビル4F
電話・FAX 045-319-4391

<http://www.kanagawa-roudou.net/ken/kyoutou.html>